

**加美町中新田B&G海洋センター
指 定 管 理 者**

募 集 要 項

令和 7 年 10 月

加 美 町

加美町中新田B＆G海洋センター指定管理者募集要項 目 次

項 目	ページ
趣 旨	1
1 指定管理者の指定期間	1
2 施設の概要	1
3 管理運営の基準	1
4 業務の内容	2
5 人員体制	3
6 利用料金	3
7 指定管理料	3
8 管理運営経費	4
9 指定管理者と加美町のリスク分担	4
10 利用料金収入予定額	5
11 指定管理者の自主財源による業務等	6
12 事業の把握及び評価	6
13 指定管理者の指定の取り消し等	7
14 業務の引継ぎ及び原状回復	7
15 業務実施時における留意事項	7
16 申込資格等	8
17 申込書類	8
18 指定管理者候補者の選定及び指定	9
19 協定の締結	11
20 申込方法及びスケジュール	12

別 紙

別紙1 施設概要

別紙2 加美町中新田B＆G海洋センター指定管理業務に関する仕様書

別紙3 加美町中新田B＆G海洋センター委託業務一覧

別紙4 加美町中新田B＆G海洋センター指定管理運営収支計算額（案）

趣 旨

加美町中新田 B & G 海洋センター（以下「B & G 海洋センター」という。）については、マリンスポーツの拠点として町民の福祉の増進や日常的に施設を利用することによりスポーツ実施率向上を推進していくことが重要です。また、B & G 海洋センターを効率的に最大限に利活用するとともに、経費削減を実現させ町民に還元していくことも重要です。

現在の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日で終了することから、加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の募集を行います。

更には、常駐指導員を配置しマリンスポーツの普及を図るとともに、B & G 海洋センターが障がい者等も利用できる拠点施設を目指すことからインクルーシブや様々な取り組みを実践する運営方法の提案もお願いします。

1 指定管理者の指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで （3 年間）

2 施設の概要

施設の名称	施設の位置
加美町中新田 B & G 海洋センター	加美町米泉字成瀬川 16 番地

※施設の構造等は「別紙 1 施設概要」のとおり

3 管理運営の基準

指定管理者には、次のとおり B & G 海洋センターの管理運営業務を適切に行っていただきます。

(1) 基本的事項について

ア 関係法令等の遵守

指定管理者は、B & G 海洋センターの管理運営を行うにあたっては、関係法令、条例及び規則等の規定を遵守するものとします。

イ 利用時間及び休業日

B & G 海洋センターの利用時間及び休業日は次のとおりとします。ただし、利用時間外において利用申込みがある場合は、加美町と協議の上、変更することができるものとします。また、指定管理者が利用時間及び休業日において必要があると認めるときには、加美町と協議の上、変更することができるものとします。

利用時間	・午前 9 時から午後 5 時まで
休業日	・月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の翌日及び 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで

ウ 利用許可等

B & G 海洋センター利用に対する許可、利用許可事項の変更、利用許可の取消しは、下記の条例等に定めるところにより行うこととします。

(ア) 加美町中新田 B & G 海洋センター条例（平成 15 年条例第 114 号）

(イ) 加美町中新田 B & G 海洋センター管理規則（平成 15 年教委規則第 40 号）

エ 公平性の確保

施設の管理運営にあたっては、町民の公平な利用について確保してください。

オ 個人情報の保護

指定管理者は、B & G 海洋センターの管理運営を行うにあたり個人情報を取扱う場合には十分留意し、漏洩、滅失等の防止及び個人情報の適切な管理に努めるとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じていただきます。なお、加美町と締結する基本協定において加美町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 29 号）に定

める実施機関（加美町長、加美町教育委員会等）と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるとともに、加美町から利用者に関する個人情報の開示の要求があった場合、これに応じる義務が課せられます。

カ 情報公開

指定管理者には、加美町情報公開条例（平成 15 年条例第 10 号）第 24 条の規定により、文書公開の努力義務が課せられるほか、加美町と締結する基本協定において、加美町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合は、これに応じる義務が課せられます。

キ 加美町行政手続条例の適用

指定管理者は、加美町行政手続条例（平成 15 年条例第 12 号）第 2 条第 3 号の「行政庁」に該当するため利用許可等は同条例の定めに従って行うこととなります。

ク 文書等の管理

指定管理者が作成した文書及び帳簿書類等（以下「文書等」という。）は、加美町文書取扱規定（平成 15 年訓令第 11 号）及び加美町教育委員会公用文書保存規定（平成 15 年教委訓令第 2 号）に定める保存年限に準じて別途教育委員会が指示する期間、保存するものとします。また、保存年限が満了した文書等の取り扱いについては、教育委員会の指示に従ってください。なお、文書等の管理に関する期間は指定管理業務期間前後の時期も含まれることとします。

ケ 環境の配慮

管理運営業務を行うにあたって、加美町環境基本条例（平成 17 年条例第 2 号）及び加美町環境基本計画等に準じ、環境への配慮に留意し、業務にあたってください。

コ 業務委託

申請団体は再委託する予定の業務がある場合、業務再委託予定調書（様式 4）を提出することとしますが、第三者への管理運営業務の包括的な委託は認めません。再委託を行う場合は加美町と事前に協議し、承認を得るものとします。

サ サービスの向上

指定管理者は、施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図るものとします。また、利用者の増加策に努め、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応するものとします。

シ 事業計画書

指定管理者は、毎年度、事業開始前に事業計画書を教育委員会に提出するものとします。

ス その他

- (ア) 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）により加美町長のみが行うことのできる権限は、指定管理者が行う業務から除かれます。
- (イ) 管理運営業務を行うにあたり、物品等の調達、再委託等を行う場合は、町内業者の育成及び町内経済の活性化を図るため、積極的に加美町内企業等を活用してください。
- (ウ) 指定管理者により施設が管理運営されていることを示すため、指定管理者と設置者である加美町の名称及び連絡先を表示するとともに、案内パンフレット等にも明記することとします。
- (エ) 施設の設置目的に即した事業展開及び利用機会の公平性を確保することとします。
- (オ) 例年開催されてきた競技大会等については、B & G 海洋センターでの開催確保に努めるものとします。

4 業務の内容

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は「別紙 2 加美町中新田 B & G 海洋センター指定管理業務に関する仕様書」のとおりとします。

- (1) 施設の利用許可等に関する業務
- (2) 施設及び付属設備等の維持保全に関する業務
- (3) 社会体育事業等に関する業務
- (4) インクルーシブに関する業務
- (5) 管理運営業務に付随する業務

5 人員体制

公の施設の管理者としての自覚を持って業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに、施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務にあたることのできる人員及び有資格者を施設に配置してください。

- (1) 総括責任者の配置について
スポーツ施設の運営、又はスポーツ教室等の業務経験を有し、公共の福祉と健康づくりの見識を有するとともに、B & G 海洋センター等全体を管理運営できる総括責任者を 1 名配置してください。
- (2) B & G 海洋センターの配置人員について
 - ア 利用時間内において、受付業務及び施設管理業務等にあたる従業者を 1 名以上常時配置してください。
 - イ マリンスポーツ指導業務等にあたる従業者（高卒以上または高校を卒業見込みであり、かつ B & G 財団インストラクター指導員資格取得者か取得希望者）を 1 名以上配置してください。（従業者が B & G 財団インストラクター指導員資格取得希望者の場合、マリンスポーツ指導に関する専門的な技能及び知識を有する者を当該従業者が資格取得するまで 1 名以上配置すること。）
 - ウ 人員の配置計画や業務形態は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や関係法令を遵守し、かつ施設の管理運営に支障が無いよう留意してください。
 - エ 配置する人員を対象として、必要な研修を行ってください。
- (3) 消防法の規定による資格者について
消防法の規定により、防火管理者の資格を有する者を施設に置いてください。

6 利用料金

B & G 海洋センターにおいては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を適用することとし、利用料金及び社会体育事業等収入は指定管理者の収入とすることができます。

なお、利用料金は加美町中新田 B & G 海洋センター条例に定める金額の範囲内で指定管理者が加美町長の承認を得て決定します。

また、施設内及びパンフレット等に利用料金を表示する場合には、消費税及び地方消費税を加えた総額を表示願います。

7 指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理者に加美町が支払う指定管理料は、提案される収支計画書から下記の計算により算出するものとします。

また、指定期間中の指定管理料は、年度毎の予算内で毎年度加美町と協議し、年度協定で定めた額となります。

・ 指定管理料＝管理運営経費（自主事業経費を除く） － 利用料金収入・社会体育事業等収入・その他収入予定額（自主事業収入を除く）

(2) 指定管理料の精算

指定期間の各年度末決算において管理運営経費及び利用料金等収入予定額に過不足が生じた場合でも、原則として精算は行いません。

また、実際の利用料金等の収入が提案された収支計画の利用料金等の収入を上回り、その一部を加美町の機関に還元する方式等を提案される場合には、管理運営に係る収支計画書（様式 5）に記載してください。

（3）指定管理料の支払

指定管理料の支払方法については、協議により年度協定で定めることとします。

（4）管理口座及び区分経理

管理運営経費、利用料金収入、社会体育事業等収入及びその他収入は、法人及び団体の口座とは別に専用口座を開設し、管理することとします。

また、指定管理者としての業務に係る経費とその他業務に係る経費を区分して整理ください。

（5）備品

ア 加美町が備え付ける備品（加美町財務規則第 157 条に定める備品をいい、その性質または形状を変えずに比較的長期にわたって使用に耐える物で、価格が 10,000 円以上のものとします。）は指定管理者が本管理運営業務を遂行する場合、無償で使用することができます。

イ 経年劣化等による更新に要する費用は、指定管理者と加美町で協議の上、決定するものとします。ただし、指定管理者の責任により滅失、または毀損した備品の補充については指定管理者が負担することとします。

ウ アの加美町が備え付ける備品以外の物品で、本管理運営業務を行うにあたり必要となるものは、調達に要する経費を管理運営経費として計上してください。管理運営経費にて購入した物品は加美町に帰属するため、購入物品及び購入目的について事前に加美町と協議を行うものとします。

8 管理運営経費

当該、公の施設の管理運営に係る参考収支計画額は別紙 4 のとおりですが、人件費及びその他必要管理費については、申込者において見込んでください。全ての項目に消費税相当額を含んでください。これらを参考に申請の際の事業計画、収支計画を作成していただくとともに、施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上を図りつつ、効率的な運営を行うための経費削減に向けた取り組みについても積極的に提案してください。

なお、賠償責任の履行を確保するため、加美町の指示する補償内容以上の損害賠償責任保険等に加入するものとします。ただし、火災保険については加美町が別途加入しております。

（ア）施設賠償責任保険

- ・対人賠償 1 名につき 2 億円 1 事故につき 4 億円
- ・対物賠償 1 事故につき 500 万円

（イ）スポーツ災害補償保険

- ・被災者 1 名につき 死亡 200 万円 後遺障害 200 万円 入院（1 日につき）2,500 円

（ウ）施設入場者傷害見舞金

- ・被災者 1 名につき 死亡・後遺障害 最高 50 万円 入院 2～10 万円 通院 1～5 万円
- ※地震等の天災による賠償費用については、原則として加美町が別途負担します。

9 指定管理者と加美町のリスク分担

指定管理者と加美町のリスク分担については、下表のとおりとします。ただし、下表に定める事項に疑義が生じた場合、又は、下表に定めのない事項については、指定管理者と加美町が協議して決定するものとします。

(リスク分担表)

種 類	内 容	負 担 者	
		指定管理者	加 美 町
税制・法令等の変更	施設の管理運営に直接関係する制度・法令改正による経費の増加		○
物価・金利の変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加	○	
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理運営業務の中断等	○	
不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧		○
	不可抗力による事業の中断	協 議	
許認可等	加美町が取得すべき許認可等が取得更新されないことによる事業の中止・延期		○
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得更新されないことによる事業の中止・延期	○	
住民及び利用者への対応	指定管理業務の内容に対する周辺住民及び利用者等からの要望への対応	○	
	地域との協調	○	
業務内容の変更	行政上の理由に伴う業務内容変更による経費の増加		○
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容変更に伴う経費の増加	○	
施設等の損傷による修繕及び事業の中断	指定管理者の管理瑕疵による施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及び事業中断等	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備(器具・備品含む)の損傷に伴う修繕費用等で1件20万円未満のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備(器具・備品含む)の損傷に伴う修繕費用等で1件20万円以上のもの	協 議	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備(器具・備品含む)の損傷に伴う事業の中断等	協 議	
要求水準不適合	募集要項等、又は協定に定めた要求水準に不適合	○	
需要変動	需要変動による収入の減少	○	
第三者への損害	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由により損害を与えた場合		○
引継費用	指定管理業務の引継ぎに関する費用	○	

10 使用料金収入予定額

使用料金収入予定額の算出にあたっては、下記の事項に留意の上積算してください。

(1) 使用料金の額の設定

使用料金は、加美町中新田B & G海洋センター条例で定める額の範囲内で、指定管理者が加美町長の承認を得て、定めることとします。

(2) 使用料金の減免・返還

指定管理者は加美町中新田B & G海洋センター条例第9条の規定に基づき使用料金を減額若しくは免除することができます。

また、加美町中新田B & G海洋センター管理規則第 10 の規定に基づき、使用料金を返還することができます。

収支計画書における使用料金の見積にあたっては、従前の減免実績を参考に提案する減免推計額を算出し、使用料金収入予定額に反映してください。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の利用に係る使用料金を事前に収受する場合は、その使用料金に相当する金額を新たな指定管理者、又は加美町に引継ぐこととします。

11 指定管理者の自主財源による業務等

指定管理者は、施設の設置目的を逸脱しない範囲で、自らの提案により自主の財源をもって次の業務等を行うことができます。

(1) 修繕・改修等

施設の効率的な管理運営に資することを目的に、指定管理者の責任において自主財源をもって大規模な修繕、改修等を行うことができます。

この場合には事前に改修内容及び新たに生じる資産の帰属について加美町と詳細を協議し、承認を得て行うこととします。

(2) 自主事業

指定管理者は自らの提案により、B & G海洋センター等を利用して自主事業を実施することができます。自主事業の実施にあたっては、利用料金の他に参加料等を徴収することを妨げません。

この場合、自主活動で得た収益を加美町が支払う指定管理料の縮減に充てることができます。

ただし、自主事業による各種運動・スポーツ教室などを提案する場合には、加美町内のスポーツ団体や関係機関との連絡調整を図ってください。また、B & G海洋センター等が公の施設であることに留意し、参加料等は利用者にとって利用しやすい設定となるよう努め、また、指導者には各種の有資格者（B & G財団インストラクター指導員資格若しくは同等の資格等）を配置するなど十分に配慮してください。

なお、自主事業の内容（飲食・物販等）によっては、加美町から別途行政財産の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 4 項）を受ける必要があります。また、目的外使用許可を受けた際の使用料については、加美町と別途協議することとします。

(3) 備品

本管理運営業務を遂行するにあたり指定管理者が必要とするものは、自主財源をもって指定管理者が直接調達することができます。

この場合、購入備品は原則として指定管理者に帰属しますが、指定管理者が加美町の備品として帰属させることを希望する場合には、事前に加美町と別途協議を行うこととします。

12 事業の把握及び評価

加美町は、指定期間内に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため定期的に事業評価を行います。

(1) 事業報告書等の提出

施設の管理状況等を把握するため、次のとおり指定管理者に報告等を求めるものとします。また、必要に応じ、より詳細な事業報告書等を求めることができることとします。

ア 事業報告書の作成及び提出

毎年度終了後、30 日以内に指定管理業務に関する事業報告書を作成し、加美町長に提出するものとします。なお、事業報告書の詳細な内容については協定書に定めるものとします。

イ 定期報告

毎日の利用者数、使用料金収入、使用料金減免額、管理業務日誌について、加美町

の定める日までに、前月分の月例報告書を加美町長に提出するものとします。

(2) 業務内容の調査等

加美町長は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して当該管理業務及び経理の状況に関し報告を求め、業務等の実施状況を確認するため調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が加美町の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出しなくてはなりません。

(4) 加美町が行う評価

加美町は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営業務（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

(5) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、加美町に自己評価書を提出するものとします。

(6) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、利用者アンケートを実施するものとします。

13 指定管理者の指定の取消し等

(1) 改善勧告等

加美町長は、指定管理者に対して協定違反が認められる場合など必要に応じて、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

(2) 業務停止命令

上記（1）の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、加美町は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(3) 指定の取り消し

加美町は、指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができます。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを開始したとき。

イ 財務状況が著しく悪化し、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 管理運営業務の全部又は一部が停止となり、解除後の管理運営業務が確実にないと認められるとき。

エ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。

オ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

14 業務の引継ぎ及び原状回復

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者は協定発効までの間、指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務引継ぎ、研修等を行うものとし、その経費は指定管理者が負担することとします。

また、指定期間の終了に際しては、加美町又は次期指定管理者に対し、円滑に業務の引継ぎを行うものとします。この場合における当該経費の負担割合は、新旧指定管理者の協議により決定するものとします。

(2) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了した時は加美町の指示に従い、施設及び設備等を速やかに原状に回復することとします。ただし、加美町の承認を得たときはこの限りでありません。

15 業務実施時における留意事項

- (1) 指定管理者が、管理運営に関する規程、要項等を作成する場合は、加美町と事前に協議することとします。
- (2) 協定に定めのない事項については、加美町と協議することとします。
- (3) 管理運営を行うにあたって、定期的に加美町と情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設けることとします。

16 申込資格等

- (1) 指定期間中、施設の管理運営及び社会体育事業を円滑に遂行し、利用者に安定したサービスを供給できる団体とします。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、加美町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者
 - カ 国税、県税又は町税を滞納している者（法人以外の団体は、その代表者が国税、県税又は町税を滞納している者。）
 - キ 宗教活動または政治活動を主たる目的としている団体であるもの
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 項に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている団体であるもの
 - ケ その他加美町長が不適當と認める団体であること
- (3) 指定管理業務開始まで加美町内に事業所等を有し、法人登記すること。
- (4) B & G 海洋センター等における管理運営業務を円滑に行うため、「5 人員体制」（2）イ及び（3）に定める資格を有する者を確保できる団体であること。
- (5) 複数の団体等による申込
 - B & G 海洋センターの指定管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の団体（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合、次の事項に留意してください。
 - ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる団体を定めてください。
 - イ 指定管理者に指定された場合、グループの構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴う債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
 - ウ 申請書の提出後、指定管理者に指定された場合は当該指定管理者の債務の履行終了まで、グループの代表者及び構成団体の変更は原則として認めません。
 - エ 単独で応募した団体は、グループの構成団体として応募することができません。また、同時に複数のグループの構成団体となることもできません。
 - オ グループで応募する場合、各構成団体について、（1）、（2）の資格が必要となるとともにグループとして（3）の条件が必要となります。
 - カ 申請書は、代表となる団体が提出することとします。

17 申込書類

(1) 申込書（様式1）

※グループで応募する場合、申込書（様式1）とグループ応募構成書（様式1－2）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申 込 資 格			書 類 の 内 容
1 6 （１）		法人の場合	・ 法人登記簿の謄本
		非法人の場合	・ 団体の規約及び構成員名簿
1 6 （２）ア、イ		法人の場合	・ 不要
		非法人の場合	・ 代表者の身分証明書
1 6 （２）ウ・エ・オ・キ・ク			・ 1 6 （２）ウ、エ、オ、キ、クに該当しない旨の申立書（様式２）
16 （２） カ	国税及び 地方税	納税義務がある場合	・ 国税、県税及び町税納税証明書 （本要項配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・ その旨を記載した申立書（様式２）
1 6 （４）			・ 資格の名称及び資格所有者氏名及び住所 ・ 申込団体と資格所有者の雇用関係等を説明する書類 ※今後、資格所有者を採用予定の場合は、その採用計画を管理運営業務計画書（様式３）に記載すること

※ グループで応募する場合、該当する書類については、構成団体分もあわせて提出してください。

(3) 管理運営業務計画書（様式3）

(4) 業務再委託予定調書（様式4）

(5) 管理運営に係る収支計画書（様式5）

(6) 団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書、又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録、又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書、又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにこの施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(7) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 団体概要（様式6）

イ 定款若しくは寄付行為、又はこれらに相当する書類

ウ 事業報告書、又はこれらに相当する書類

エ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類、又はこれらに相当する書類

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

18 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方針

加美町が設置する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、指定管理者の候補者、第二位及び第三位の候補者等を選定します。

なお、選定後取消しとなった場合は、第二位順位者、第三位順位者と協議を行い、その後、議会の議決を経て指定することとします。また、申込者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者の候補者として、適否を判断します。

(2) 選定方法

申込資格を有する申込者から提出された書類により、選定委員会が団体の経営能力や提案内容を（3）に定める選定基準に照らして審査します。

なお、選定委員会の審査時に、申込団体より説明員の出席を求めることがあります。

(3) 選定基準

指定管理者の候補者の選定は以下の評価項目に基づき、評価及び採点を行い、指定管理者の候補者、第二位及び第三位の候補者を選定します。

なお、合計点数が標準点に満たない場合、また各評価項目が標準点に満たない場合は候補者に選定されないこととします。

評価項目表 I

評 価 項 目	
ア	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
	・ 公の施設として利用者の平等な利用を前提とした運営方針となっているか ・ 利用者の利便性を高め、利用者を増加させる創意工夫があるか ・ 社会体育事業を開催する場合において、利用者に対し均等な機会が確保されている実施計画になっているか ・ 利用者の要望等を把握する方法とサービスへの反映、事業評価の仕組みが適切かどうか
イ	公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
	・ 施設の設置目的に合致した効果的な管理運営計画となっているか ・ 非常時に対応できる防災・安全管理計画となっているか ・ 地域に対して貢献が見込める有効かつ効果的な事業実施計画となっているか ・ 周辺施設及び関係団体との連携が円滑に進めることができるか
ウ	公の施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られるものであること
	・ 施設の維持管理業務に関する計画は適切であるか ・ 施設の管理運営経費の縮減が図られる見込みがあるか ・ 必要とする管理運営経費（支出額）の見込みは適切であるか ・ 利用料金収入見込み及び社会体育事業収入見込みは適切であるか
エ	公の施設の管理を安定して行う能力を有していること
	・ 団体の組織及び財務状況が健全であるか ・ 同種の施設管理運営及び事業実施の実績があるか ・ 施設の管理運営に係る組織体制は十分であるか、または確保できる見込みがあるか ・ 職員の雇用条件及び人材育成計画は適切であるか ・ 管理運営費の収支管理及び資金計画は適切であるか ・ 個人情報保護及び情報公開に基づいた管理運営が見込まれるか

評価項目表Ⅱ

評 価 項 目
◎自主財源による業務提案について ・スポーツ振興に効果的な自主財源による業務の提案があるか

(4) 選定結果のお知らせ

選定結果は、申込者全員に文書で通知します。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された団体は、加美町議会の議決を経た後に指定管理者として指定されます。ただし、議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者の候補者としての資格を取消すことがあります。また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

19 協定の締結

加美町は指定管理者の候補者選定後、加美町議会の議決を得たうえで指定管理者と協定を締結します。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」及び各年度の実施事項を定めた「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定で定める事項（予定）

ア 総則

協定の目的、指定管理者の指定の意義、公共性の尊重、意義誠実の原則、管理物件、指定期間

イ 本業務の範囲と実施条件

本業務の範囲、加美町が行う業務の範囲、業務実施条件、業務範囲及び業務実施条件の変更

ウ 本業務の実施

本業務の実施、業務準備、第三者による実施、管理施設の修繕等、緊急時の対応、文書の管理・保存、情報管理

エ 備品等の扱い

備品等の貸与、備品等の購入等

オ 業務実施に係る加美町の確認事項

事業計画書、事業報告書、業務実施状況の確認、業務の改善勧告

カ 指定管理料及び利用料金

指定管理料の支払い、指定管理料の変更、利用料金収入の取扱い、利用料金の決定

キ 損害賠償及び不可抗力

損害賠償等、第三者への賠償、保険、不可抗力発生時の対応、不可抗力による一部の業務実施の免除

ク 指定期間の満了

業務の引継ぎ等、原状復帰義務、備品等の扱い

ケ 指定期間満了以前の指定の取り消し

町による指定の取消し、指定期間終了時の取扱い

コ その他

権利・義務の譲渡の禁止、事務連絡会議の設置、本業務範囲外の業務、請求・通知等の様式その他、協定の変更、解釈、疑義についての協議

(2) 年度協定で定める事項（予定）

- ア 年度協定の目的
- イ 該当年度の業務内容
- ウ 該当年度の指定管理料
- エ 疑義等の決定

20 申込方法及びスケジュール

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 10 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- イ 配布時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

(2) 施設説明会（事前説明会）

申込予定者を対象に、次のとおり現地説明会を開催します。

- ア 開催日時及び会場
日 時：令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 1 時 30 分から
会 場：加美町中新田 B & G 海洋センターを説明します。

イ 参加申込み

説明会に参加希望の場合は、令和 7 年 10 月 10 日（金）正午までに、加美町中新田 B & G 海洋センター施設説明会（事前説明会）参加申込書（様式 7）に必要事項を記入の上、持参、FAX、又は E-Mail でお申込ください。参加人数は、2 名以内（各グループで応募する場合は、各構成団体につき 2 名以内）とします。

申 込 先：加美町教育委員会生涯学習課スポーツ推進係

F A X：0229-69-5113

E-mail：kami-sports@town.kami.miyagi.jp

(3) 関係資料閲覧

備品台帳は、上記（1）募集要項の配布期間及び配布時間内で加美町教育委員会生涯学習課にて閲覧に供します。事前に電話連絡の上、来庁ください。

資料閲覧受付連絡先：加美町教育委員会生涯学習課スポーツ推進係

電話 0229-69-5113

(4) 質問の受付及び回答

- ア 受付期間 令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 16 日（木）まで質問書（様式 8）に要旨を簡潔にまとめ、持参（土曜日、日曜日を除く。）、郵送（必着のこと）、E-Mail 又は FAX により、問合せ先まで送付してください。

イ 回答

令和 7 年 10 月 22 日（水）までに質問事項及びその回答を質問者に E-Mail 又は FAX にて送付します。

なお、質問に対する回答は本募集要項等を補足するものとします。

(5) 申込み

申込書類は、加美町教育委員会生涯学習課スポーツ推進係に提出してください。

- ア 申込期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までとします。
※郵送の場合、令和 7 年 10 月 31 日必着とします。

- イ 提出部数 正本 1 部 副本 15 部（副本はコピー可）

ウ 留意事項

- ・受付後、申込書類の修正はできません（軽微なものを除く。）。
- ・申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・申込者が本件の応募に関し、本指定管理者選定委員会委員、その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた

場合は、失格とする場合があります。

- ・加美町が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・申込時に提出された書類は返却しません。
- ・申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、加美町が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、加美町は著作権を無償で使用できることとします。
- ・申込書類は、加美町情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ・申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出ください。
- ・申込に関して必要となる経費は申込者の負担となります。

(6) 募集要項の配布場所・連絡先・問合せ先・申込書類の提出先

〒981-4401 加美町宮崎字屋敷一番 52-4

加美町教育委員会生涯学習課スポーツ推進係

電話：0229-69-5113 F A X：0229-69-6433

E-Mail： kami-sports@town.kami.miyagi.jp